

- 厚生労働省において、ポスター、リーフレット等の各種広報・啓発物品を作成し、全国の自治体、関係府省庁及び関係団体等に配布。
- 本年度は児童相談所全国共通ダイヤル「189」をデザインしたふせん（ポストイット）を作成、配布（約11万枚）。



児童虐待は社会全体で解決すべき問題です。あなたの1本のお電話で救われる子どもがいます。

児童虐待かもと思ったらすぐにお電話ください。

いち はやく 189

児童相談所 全国共通 3桁ダイヤル

連絡は匿名で行うことも可能です。連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。

お住まいの地域の児童相談所につながります。

厚生労働省

出産や子育てに関する悩みや疑問がある方は、児童相談所・市町村へお気軽にご相談ください。

☆ 広報啓発用ポスター（B2サイズ）  
約12万枚配布

※ このほか、リーフレット（A4サイズ、デザインはまちかどポスターと概ね同一）約190万枚についても配布。

## 児童虐待は社会全体で解決すべき問題です。

いち はやく 知らせる勇気 つなぐ声

●児童虐待とは…？

<b>身体的虐待</b> 打ぶ、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、濡れさせる など	<b>性的虐待</b> 子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの描写体にする など
<b>ネグレクト</b> 家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病型になっても病院に連れて行かない など	<b>心理的虐待</b> 言葉による脅し、罵倒、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう(DV) など

**子どもや保護者のこんなサインを見落としていませんか？**

**子どもについて**

- ・いつも子どもの泣き声や保護者の怒鳴り声がある
- ・不審な傷の跡や腫れがみられる
- ・夜啼や泣き止まないことがある
- ・食事を十分に食べない、嘔吐や下痢を繰り返している
- ・寝てばかりで話さない、言葉が通じない

**保護者について**

- ・地域などでの評判が良くない
- ・小さい子どもを家から連れ出している
- ・子どもの服装に関して拒否的、苛罵がある
- ・子どものけがについて不審な説明をする

**乳幼児揺さぶられ症候群**

赤ちゃんを激しく揺さぶらないで

赤ちゃんが泣き止まっても泣き止まない、イライラしてしまったりけいれんが起きることがあります。しかし、泣き止まないらして、激しく揺さぶられていると、赤ちゃんは赤ちゃんが激しく揺さぶられると、発熱にはわがわが泣いて、嘔吐（吐き物）に嘔吐を繰り返す、驚きや怖がり、食事をとすこともありません。どうして泣き止まない時は、赤ちゃんを安全な所に寝かせて、その場を少し離れてみて、まず自分をリラックスさせましょう。

子どもを健康に育てるために  
～愛のゼロ作戦～

子育てには愛情や厳しさを必要としますが、子どもが激しく泣き止まない時は、赤ちゃんを安全な所に寝かせて、その場を少し離れてみて、まず自分をリラックスさせましょう。

子育てには愛情や厳しさを必要としない  
子どもが激しく泣き止まない時は、赤ちゃんを安全な所に寝かせて、その場を少し離れてみて、まず自分をリラックスさせましょう。

※ 出産や子育てに関する悩みや疑問がある方は、児童相談所・市町村へお気軽にご相談ください。※

あなたの1本のお電話で救われる子どもがいます。

児童相談所 全国共通 3桁ダイヤル 189

児童虐待かもと思ったらすぐにお電話ください。

連絡は匿名で行うことも可能です。連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。

お住まいの地域の児童相談所につながります。※一部の児童相談所は24時間対応ではありません。

虐待を受けたと思われる子どもがいるら、 自分で出産や子育てに悩んだら、 子育てに悩みがいたら、

厚生労働省

☆ まちかどポスター（A3サイズ）  
約29万枚配布

# 平成30年度「子どもの虐待防止推進全国フォーラム」の開催について

厚生労働省では、児童虐待問題に対する理解を国民一人一人が深め、主体的な関わりを持てるよう、毎年11月の児童虐待防止推進月間に合わせ、厚生労働省が主催、開催地の関係自治体が共催となって、「子どもの虐待防止推進全国フォーラム」を開催している。

平成30年度の開催予定は以下のとおり。

## 【平成30年度開催予定】

子どもの虐待防止推進全国フォーラム in みやぎ（仮称）

日程： 平成30年10月28日（日）

場所： 宮城県仙台市

（参考）これまでの開催地

平成17年	埼玉県さいたま市	平成24年	北海道札幌市
平成18年	静岡県静岡市	平成25年	大分県別府市
平成19年	熊本県熊本市	平成26年	和歌山県和歌山市
平成20年	滋賀県大津市	平成27年	神奈川県横浜市
平成21年	新潟県妙高市	平成28年	福井県福井市
平成22年	広島県広島市	平成29年	高知県高知市
平成23年	東京都世田谷区		※台風の影響により中止

# はたらく母子家庭・父子家庭応援企業表彰

## ひとり親家庭を応援！

就業支援に積極的に取り組む企業・団体を募集し、表彰します。

募集期間：平成29年11月13日（月）～平成30年2月2日（金）

厚生労働省では、ひとり親家庭に対する自立支援の一環として、母子家庭の母、父子家庭の父の就業支援に積極的に取り組んでいる企業や団体を対象に「はたらく母子家庭・父子家庭応援企業表彰」を実施しています（平成18年～）。

母子家庭の母、父子家庭の父は、子育てと仕事の両立が難しいなどの理由から、就業が困難な状況にあります。この表彰は、雇用する企業側に働きかけることで、母子家庭の母、父子家庭の父が働きやすい環境整備などの取組を促進するとともに、ひとり親家庭支援の社会的機運を高めることを目的とするものです。

受賞企業・団体の発表は、平成30年3月の予定です。

たくさんのご応募をお待ちしております。

### 募集要項

【募集対象】 下の（１）又は（２）の項目のすべてに当てはまる企業や団体を対象に表彰します。

- （１）母子家庭の母及び父子家庭の父（以下「ひとり親家庭の親」という。）の就業支援に積極的に取り組んでいる企業・団体
- ①ひとり親家庭の親の就業促進について理解があること
  - ②ひとり親家庭の親が継続的に就業可能となっているなど、職場環境が良好であること
  - ③ひとり親家庭の親を相当数雇用していること
  - ④重大悪質な法令違反がないこと及び社会通念上、表彰するにふさわしくないと判断される問題がないこと
  - ⑤過去に本表彰制度に基づく表彰を受賞していないこと
- （２）母子・父子福祉団体等に相当額の事業の発注を行っている企業・団体
- ①母子・父子福祉団体又はひとり親家庭の親に対する年間発注割合が一定以上であること
  - ②母子・父子福祉団体又はひとり親家庭の親に対する年間発注額が一定程度であること
  - ③重大悪質な法令違反がないこと及び社会通念上、表彰するにふさわしくないと判断される問題がないこと
  - ④過去に本表彰制度に基づく表彰を受賞していないこと

【募集期間】 平成29年11月13日（月）～平成30年2月2日（金）まで

【応募方法】 応募用紙※に必要事項を記入の上、「厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室」宛てにFAX、又は郵送（当日消印有効）してください。

※ 応募用紙（公募用）は、同支援室で配付するほか、厚生労働省ホームページにも掲載していますので、ダウンロードしてお使いください。

【お問合せ】 厚生労働省 子ども家庭局 家庭福祉課 母子家庭等自立支援室

住所：〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

電話：03-5253-1111（内線4888） FAX：03-3595-2663

HP：右のQRコードからアクセスできます。

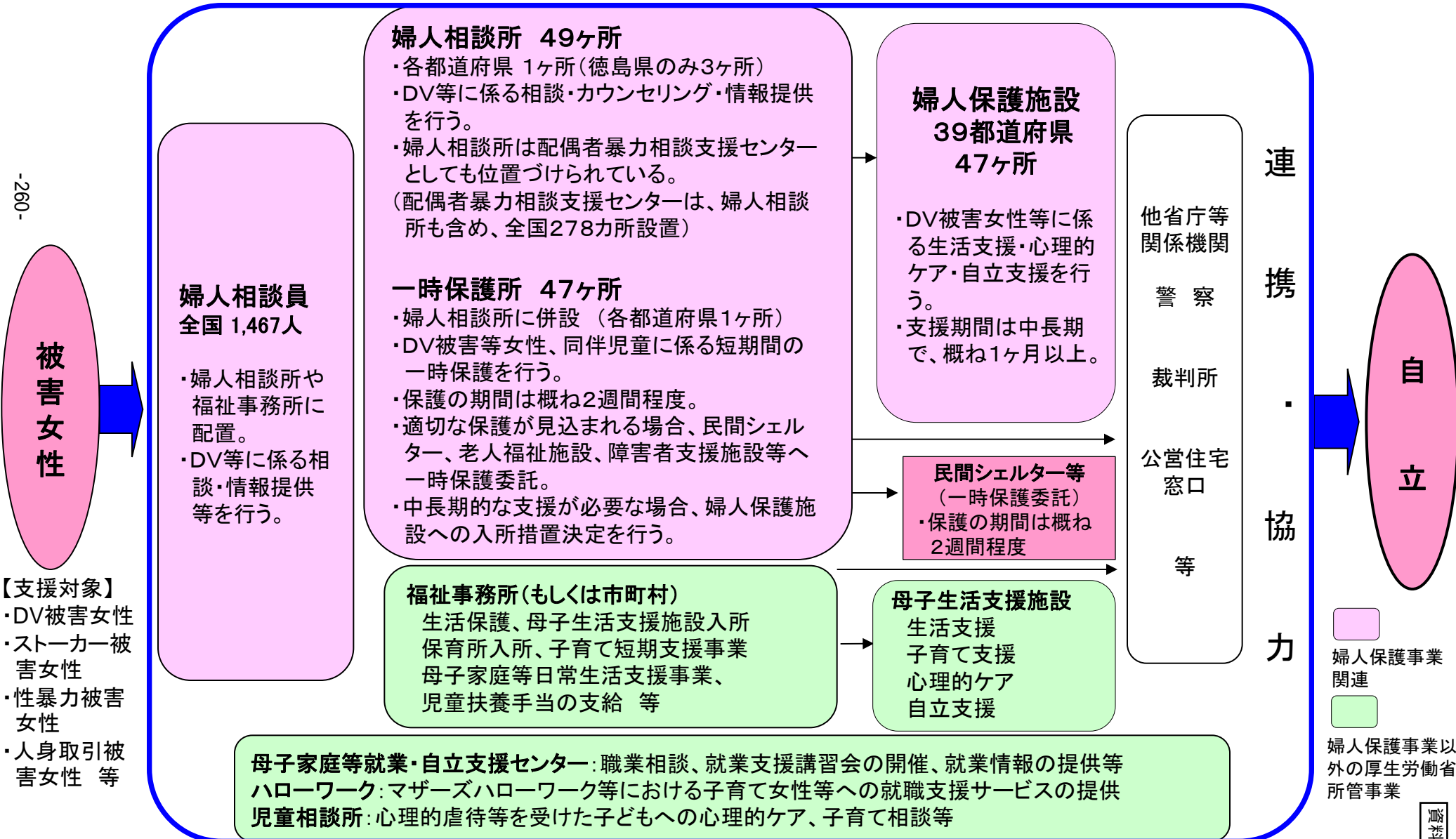
ホームページはこちら→





# 婦人保護事業の概要

○婦人保護事業関連施設と、ひとり親家庭の支援施策など婦人保護事業以外の厚生労働省所管事業を組み合わせることで被害女性の自立に向けた支援を実施。必要に応じ、関係省庁等とも連携して対応。



(注) 婦人相談員、婦人相談所及び婦人保護施設の数 は平成29年4月1日現在。配偶者暴力相談支援センターの数は平成29年11月2日現在



**1 婦人相談所における支援 (婦人相談所運営費負担金) 17百万円**

○婦人相談所における広域措置の実施

他の都道府県への広域措置の円滑な実施を図るため、DV被害者等を他の都道府県の婦人相談所等へ移送するために必要な旅費等の補助を行う。

○外国人婦女子緊急一時保護経費

外国人のDV被害者等を保護した際の通訳雇い上げに伴う費用や関係機関との連絡に必要な経費等の補助を行う。

**2 婦人相談所の一時保護委託、婦人保護施設における自立支援 23億円**

婦人保護事業費負担金  
婦人保護事業費補助金

○婦人相談所における一時保護の実施

職員の人件費、入所者の食費や被服費などの生活費、施設の維持・管理費

○婦人相談所が一時保護委託するための経費

DV被害者等の状況に応じて、婦人相談所が民間シェルター等の適切な委託契約施設へ一時保護を委託し、自立に向けた支援を行う。また、ストーカー被害者や性暴力・性犯罪の被害者も一時保護委託の対象とする。

○婦人保護施設における保護・自立支援に必要な経費

職員の人件費、入所者の食費や被服費などの生活費、施設の維持・管理費

婦人保護施設入所者の就職活動のための旅費を支給

様々な困難な課題を抱える被害者のニーズに個別に対応できる職員配置にかかる加算の創設【新規】

○心理療法担当職員の配置

婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設に心理療法担当職員を配置し、DV被害者及び同伴家族の心理的ケアの支援を図る。

○同伴児童のケアを行う指導員の配置

婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設に同伴児童のケアを行う指導員を配置し、虐待を受けた児童へのケアの充実強化を図るとともに、保護された女性が自立に向けた取組を安心して行える環境を整える。

同伴児童のケアを行う指導員の配置を拡充する。※(現行)最大3名まで配置可能→最大5名まで配置可能【拡充】

○夜間警備体制強化事業

婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設の夜間警備体制を強化することにより、配偶者の暴力から逃れて入所している被害者や職員の安全の確保を図る。

○婦人保護施設入所者の地域生活移行支援

地域生活移行支援を賃貸物件を活用して実施する場合に、建物の賃貸料の一部を措置費に算定する。

○婦人保護施設における同伴児童の入進学支度金の支給

婦人保護施設における同伴児童が、小学校、中学校、又は高等学校に入進学した場合の入進学支度金を支給する。

### 3 婦人相談員活動強化

(児童虐待・DV対策等総合支援事業)

159億円の内数

#### ○婦人相談員活動強化事業

DV等の相談に応じる婦人相談員の手当や調査・指導のための旅費等を補助する。

婦人相談員による相談・支援の充実を図るため、一定の研修を修了した者について月額最大191,800円(現行149,300円)に婦人相談員手当を引き上げる。【拡充】

### 4 DV対策等の機能強化

(児童虐待・DV対策等総合支援事業)

159億円の内数

#### ○婦人保護施設退所者自立生活援助事業

婦人保護施設に生活援助指導員を配置し、対象者の来所等への対応、対象者の職場や居住へ訪問するなどの方法により、相談、指導等の援助にあたる。

#### ○休日夜間電話相談事業

婦人相談所において、電話相談員を配置し、休日及び夜間の相談体制の強化を図り、DV被害者等の相談に対応する。

#### ○配偶者からの暴力被害女性保護支援ネットワーク事業

婦人相談所と関係機関等との連絡会議やケース会議を開催し、連携の強化を図る。

#### ○婦人相談所等職員への専門研修事業

婦人相談所職員や婦人相談員等、直接被害者から相談受ける職員に対し、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるための必要な研修を実施する。(年3回)

#### ○法的対応機能強化事業

婦人相談所において、DV被害者等からの離婚問題、生活破綻問題及び在留資格等についての情報提供や調整の相談等に対し、弁護士等による法的な調整や援助を行う。

#### ○婦人相談所一時保護所入所者個別対応強化事業【創設】

婦人相談所一時保護所において、様々な困難な課題を抱える被害者のニーズに対応した支援の充実を図るため、個々のケースに応じたきめ細かな支援を行う必要があることから、個別対応できる職員を配置し、支援体制の強化を図る。

### 5 若年被害女性等支援モデル事業の創設

(児童虐待・DV対策等総合支援事業)

159億円の内数

若年被害女性等に対して、公的機関と民間支援団体が密接に連携し、アウトリーチによる相談支援や居場所の確保等を行うモデル事業を新たに実施する。

### 6 DV被害者等自立生活援助モデル事業

(児童虐待・DV対策等総合支援事業)

159億円の内数

婦人相談所において一時保護された者などが、地域で自立し、定着するための支援を行うモデル事業。

# 若年被害女性等支援モデル事業（仮称）の創設

児童虐待・DV対策等総合支援事業 159億円の内数

- ◆ 困難を抱えた女性については、個々のケースに応じた細やかな支援を行うことにより早期の自立支援が可能となることから、若年被害女性等に対して、公的機関・施設と民間支援団体とが密接に連携し、アウトリーチから居場所の確保、公的機関や施設への「つなぎ」を含めたアプローチを行う仕組みを構築するためのモデル事業を新たに実施する。 <実施主体> 都道府県・市・特別区 <補助率> 国10/10 <1か所当たりの補助単価（案）> 10,554千円（①～④全て実施）

## <モデル事業イメージ>

### 都道府県・市・特別区

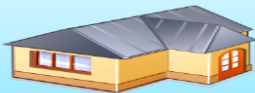


★4つのアプローチで若年（被害）女性の早期からの自立を支援

- ①アウトリーチ支援【必須】
- ②関係機関連携会議の設置等（関係機関との連携）【必須】
- ③居場所の確保【任意】
- ④自立支援【任意】

事業の全部又は一部を委託可能

### 民間団体



国

補助

## ①アウトリーチ支援

<未然防止>

- ◆夜間見回り・声かけ
- ◆相談窓口の開設（電話・メール・LINE）

## ③居場所の確保

- ◆一時的な「安心・安全な居場所」の提供、相談支援の実施

## ④自立支援

- ◆学校や家族との調整、就労支援など自立に向けた支援を実施

## ②関係機関連携会議の設置等（関係機関との連携）

- ◆実施主体は、関係機関連携会議を設置し、関係機関と民間支援団体の連絡・調整を図る
- ◆身体的・心理的な状態や置かれている状況等に応じて関係機関へつなぐ（同行支援を含む）

婦人相談所

民間支援団体

児童相談所

福祉事務所

自立相談支援機関（生活困窮者制度）

警察

DVセンター

男女共同参画センター

婦人保護施設

医療機関

労働関係機関

若年被害女性等

JKビジネス被害者等  
家出少女・AV出演強要等

